

改 正	現 行
<p>京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針</p> <p style="text-align: right;">制定 平成24年 8月20日 改正 平成26年10月31日 改正 平成27年 3月20日 改正 平成28年 6月 1日 改正 平成29年 7月 5日 改正 令和 2年 5月29日 改正 令和 5年 1月 1日 改正 令和 7年 2月 1日 改正 令和 7年12月12日</p> <p>第1～第5 【略】</p> <p>（下請契約の締結及び履行） 第6 元請負人は、下請契約（変更契約を含む。以下同じ。）の締結に当たっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、下請契約ごとに、下請工事契約時チェックリストを作成し、適正な契約がなされているかどうか確認するものとする。 また、直接請負者以外の元請負人は、府工事等に係る下請契約を締結したときには、遅滞なく、直接請負者に、契約書の写しに下請工事契約時チェックリスト及び誓約書の写し（建設業の許可を有していない者が誓約したものに限る。）を添えて提出するものとする。 （1）建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款（令和7年12月2日中央建設業審議会決定）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、府工事等に係る請負契約における必須記載条項として別表に掲げる事項を記載し、下請負人と下請契約を締結すること。 （2）自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする下請契約を締結しないこと。 （3）自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に対して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結しないこと。 2 元請負人は、下請契約の締結に当たっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。 （1）下請契約を締結する前に、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十分協議の上施工責任範囲、建設工事の難易度、施工条件、工期及び工程等を具体的に提示するとともに、見積を行うために必要な期間を確保すること。 （2）請負金額は、適正な必要経費、施工責任範囲、建設工事の難易度、施工条件、工期及び工程等を反映した合理的なものとし、その決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順を踏まえた上で行うこと。 （3）正当な理由なく、下請契約に係る請負代金を減額しないこと。（資材等の著しい上昇に伴う工事内容の変更をした場合において、当該請負代金の増額をしないことにより、実質的に減額するときを含む。） 3 元請負人は、下請契約の履行に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。 （1）自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させてその利益を害しないこと。 （2）建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聴くこと。 （3）下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を</p>	<p>京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針</p> <p style="text-align: right;">制定 平成24年 8月20日 改正 平成26年10月31日 改正 平成27年 3月20日 改正 平成28年 6月 1日 改正 平成29年 7月 5日 改正 令和 2年 5月29日 改正 令和 5年 1月 1日 改正 令和 7年 2月 1日</p> <p>第1～第5 【略】</p> <p>下請契約の締結及び履行） 第6 元請負人は、下請契約（変更契約を含む。以下同じ。）の締結に当たっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、下請契約ごとに、下請工事契約時チェックリストを作成し、適正な契約がなされているかどうか確認するものとする。 また、直接請負者以外の元請負人は、府工事等に係る下請契約を締結したときには、遅滞なく、直接請負者に、契約書の写しに下請工事契約時チェックリスト及び誓約書の写し（建設業の許可を有していない者が誓約したものに限る。）を添えて提出するものとする。 （1）建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款（令和元年12月13日中央建設業審議会決定）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、府工事等に係る請負契約における必須記載条項として別表に掲げる事項を記載し、下請負人と下請契約を締結すること。 （2）自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする下請契約を締結しないこと。</p> <p>2 元請負人は、下請契約の締結に当たっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。 （1）下請契約を締結する前に、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十分協議の上施工責任範囲、建設工事の難易度、施工条件、工期及び工程等を具体的に提示するとともに、見積を行うために必要な期間を確保すること。 （2）請負金額は、施工責任範囲、建設工事の難易度、施工条件、工期及び工程等を反映した合理的なものとし、その決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順を踏まえた上で行うこと。 （3）正当な理由なく、下請契約に係る請負代金を減額しないこと。（資材等の著しい上昇に伴う工事内容の変更をした場合において、当該請負代金の増額をしないことにより、実質的に減額するときを含む。） 3 元請負人は、下請契約の履行に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。 （1）自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させてその利益を害しないこと。 （2）建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聴くこと。 （3）下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を</p>

受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。

- (4) (3)の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。(下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に、引渡しを受ける旨の特約がある場合を除く。)

4 下請負人は、下請契約の締結に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) その請け負う建設工事を施工するために、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする下請契約を締結しないこと。

(2) その請け負う建設工事を施工するために、通常必要と認められる期間に対して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結しないこと。

(3) その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすおそれがあるときは、下請契約を締結するまでに、元請負人に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

5 下請負人は、下請契約の締結に当たっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

(1) 工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及びその他必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書を作成すること。

第7～第8

【略】

(建設労働者の雇用条件等の改善)

第9 元請負人及び下請負人は、建設労働者の雇用条件等の改善を図るため、次に掲げる事項について遵守するものとする。

(第1号～第14号 【略】)

2 元請負人及び下請負人は、建設労働者の雇用条件等の改善を図るため、次に掲げる事項について遵守するよう努めるものとする。

(1) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用しない者にあっても、適正な就業規則の作成に努めること。

(2) 災害が発生した場合は、当該下請契約の元請負人及び直接請負者に報告すること。

(3) 健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。

(4) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

(5) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立すること。

(6) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。

(7) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、必要に応じて現場福利施設(食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等)の整備に努めること。特に、直接請負者は、これに努めること。

(8) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修等教育訓練に努めること。

(9) 雇用管理責任者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

(10) 技能労働者が現場で「建設キャリアアップシステム」を活用できる環境整備に努めること。

3 直接請負者は、次の事項を遵守するとともに、全ての下請負人が第1項及び第2項に規定する事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(1) 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)の遵守

(2) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る保険料の適正な納付の措置を講ずること。

受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。

- (4) (3)の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。(下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に、引渡しを受ける旨の特約がある場合を除く。)

第7～第8

【略】

(建設労働者の雇用条件等の改善)

第9 元請負人及び下請負人は、建設労働者の雇用条件等の改善を図るため、次に掲げる事項について遵守するものとする。

(第1号～第14号 【略】)

2 元請負人及び下請負人は、建設労働者の雇用条件等の改善を図るため、次に掲げる事項について遵守するよう努めるものとする。

(1) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用しない者にあっても、適正な就業規則の作成に努めること。

(2) 災害が発生した場合は、当該下請契約の元請負人及び直接請負者に報告すること。

(3) 健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。

(4) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

(5) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立すること。

(6) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。

(7) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、必要に応じて現場福利施設(食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等)の整備に努めること。特に、直接請負者は、これに努めること。

(8) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修等教育訓練に努めること。

(9) 雇用管理責任者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

3 直接請負者は、次の事項を遵守するとともに、全ての下請負人が第1項及び第2項に規定する事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(1) 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)の遵守

(2) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る保険料の適正な納付の措置を講ずること。

- (3) 適正な工程管理の実施等の措置を講じること。
 (4) 建設業法施行令第7条の3に掲げる法令及び最低賃金法第4条第1項の規定に係る下請負人の遵守状況の把握
(5) 工事の施工の管理に関する情報システムの整備その他の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術を活用すること。
 4 直接請負者以外の元請負人は前項の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう、直接請負者に協力するものとする。

(施工体制の把握)

- 第10 直接請負者は、下請契約を締結したときは府工事等についての施工体系図を作成し、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、府に提出するものとする。
 2 直接請負者は、下請契約を締結したときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、当該工事に係るすべての下請工事契約時チェックリスト及び下請契約書の写し並びに誓約書の写し（建設業の許可を有していない者が誓約したものに限り。）を添付し、府に提出するものとする。
 3 直接請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに監督職員に提出するものとする。
4 直接請負者は、「建設キャリアアップシステム」等のシステムの活用による施工体制の確認に努めるものとする。

(府の指導、助言及び指示)

第11 府は、次に掲げるところにより、この指針の適正な施行を確保し、その趣旨の徹底を図るものとする。

(第1号～第3号 【略】)

対象者	措置対象となる行為	措置の内容
ア 直接請負者	(7) 第3の2、第4、第6の1本文及び(1)並びに第10の規定に違反した場合に、是正を求める府からの指示に、正当な理由なく従わないとき。 (イ) 第3の1、第6の1(2)、 <u>(3)</u> 及び3、第7の1及び3、第8並びに第9の1(1)から(12)までに違反しているおそれがある場合に、報告を求めるなど、府からの指示に、正当な理由なく従わないとき。 (ウ) 直接請負者以外の元請人又は下請負人が第3の2、第4の1、第6の1本文及び(1)並びに第9の1(13)及び(14)の規定に違反した場合に、直接請負者としての必要な措置を講じるよう求める府からの指示に、正当な理由なく従わないとき。 (エ) 直接請負者以外の元請負人又は下請負人が第3の1、第6の1(2)及び3、第7の1及び3、第8並びに第9の1(1)から(12)までに違反しているおそれがある場合に、報告を求める府からの指示に、正当な理由なく従わないとき。	指名停止措置要領に基づく措置
イ 府工事等の指名競争入札に参加する者と	(7) 第4の1及び3、第6の1本文及び(1)並びに第9の1(13)及び(14)の規定に違反	指名停止措置要領に基づく措置

- (3) 適正な工程管理の実施等の措置を講じること。
 (4) 建設業法施行令第7条の3に掲げる法令及び最低賃金法第4条第1項の規定に係る下請負人の遵守状況の把握

- 4 直接請負者以外の元請負人は前項の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう、直接請負者に協力するものとする。

(施工体制の把握)

- 第10 直接請負者は、下請契約を締結したときは府工事等についての施工体系図を作成し、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、府に提出するものとする。
 2 直接請負者は、下請契約を締結したときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、当該工事に係るすべての下請工事契約時チェックリスト及び下請契約書の写し並びに誓約書の写し（建設業の許可を有していない者が誓約したものに限り。）を添付し、府に提出するものとする。
 3 直接請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに監督職員に提出するものとする。

(府の指導、助言及び指示)

第11 府は、次に掲げるところにより、この指針の適正な施行を確保し、その趣旨の徹底を図るものとする。

(第1号～第3号 【略】)

対象者	措置対象となる行為	措置の内容
ア 直接請負者	(7) 第3の2、第4、第6の1本文及び(1)並びに第10の規定に違反した場合に、是正を求める府からの指示に、正当な理由なく従わないとき。 (イ) 第3の1、第6の1(2) _____及び3、第7の1及び3、第8並びに第9の1(1)から(12)までに違反しているおそれがある場合に、報告を求めるなど、府からの指示に、正当な理由なく従わないとき。 (ウ) 直接請負者以外の元請人又は下請負人が第3の2、第4の1、第6の1本文及び(1)並びに第9の1(13)及び(14)の規定に違反した場合に、直接請負者としての必要な措置を講じるよう求める府からの指示に、正当な理由なく従わないとき。 (エ) 直接請負者以外の元請負人又は下請負人が第3の1、第6の1(2)及び3、第7の1及び3、第8並びに第9の1(1)から(12)までに違反しているおそれがある場合に、報告を求める府からの指示に、正当な理由なく従わないとき。	指名停止措置要領に基づく措置
イ 府工事等の指名競争入札に参加する者と	(7) 第4の1及び3、第6の1本文及び(1)並びに第9の1(13)及び(14)の規定に違反	指名停止措置要領に基づく措置

して必要な資格を有するア以外の元請負人又は下請負人	し、是正を求める直接請負者及び契約関係にある元請負人からの指示に、正当な理由なく従わないと府が認めるとき。 (イ) 第3の1、第6の1(2)、 (3) 、 3及び4 、第7の1及び3、第8並びに第9の1(1)から(12)までに違反しているおそれがある場合に、報告又は是正を求める直接請負者及び契約関係にある元請負人からの指示に、正当な理由なく従わないと府が認めるとき。	
ウ 府工事等の指名競争入札に参加する者として必要な資格を有しないア以外の元請負人又は下請負人	(7) 第4の1及び3、第6の1本文及び(1)並びに第9の1(13)及び(14)の規定に違反し、正当な理由なく、是正を求める直接請負者及び契約関係にある元請負人からの指示に、正当な理由なく従わないと府が認めるとき。 (イ) 第3の1、第6の1(2)、 (3) 、 3及び4 、第7の1及び3、第8並びに第9の1(1)から(12)までに違反しているおそれがある場合に、報告又は是正を求める直接請負者及び契約関係にある元請負人からの指示に、正当な理由なく従わないと府が認めるとき。	下請参加停止者として指定し府工事等の下請負人としての参加を認めない。

して必要な資格を有するア以外の元請負人又は下請負人	し、是正を求める直接請負者及び契約関係にある元請負人からの指示に、正当な理由なく従わないと府が認めるとき。 (イ) 第3の1、第6の1(2)____、第7の1及び3、第8並びに第9の1(1)から(12)までに違反しているおそれがある場合に、報告又は是正を求める直接請負者及び契約関係にある元請負人からの指示に、正当な理由なく従わないと府が認めるとき。	
ウ 府工事等の指名競争入札に参加する者として必要な資格を有しないア以外の元請負人又は下請負人	(7) 第4の1及び3、第6の1本文及び(1)並びに第9の1(13)及び(14)の規定に違反し、正当な理由なく、是正を求める直接請負者及び契約関係にある元請負人からの指示に、正当な理由なく従わないと府が認めるとき。 (イ) 第3の1、第6の1(2)____、第7の1及び3、第8並びに第9の1(1)から(12)までに違反しているおそれがある場合に、報告又は是正を求める直接請負者及び契約関係にある元請負人からの指示に、正当な理由なく従わないと府が認めるとき。	下請参加停止者として指定し府工事等の下請負人としての参加を認めない。

第12～第14

【略】

【様式】

様式第2号	R0712改正版		
下請工事契約時チェックリスト			
(下請契約の元請負人)			
商号・名称			
代表者			
工事名			
下請契約の 下請負人	商号・名称 建設業許可番号 大臣・知事 特定・一般 第 号 下請回数 次		
No.	項目	はい	いいえ
	(中略)		
9	取引上の地位を利用して、原価に満たない請負代金額 や著しく短い工期 としていない。		
	(後略)		

第12～第14

【略】

【様式】

様式第2号			
下請工事契約時チェックリスト			
(下請契約の元請負人)			
商号・名称			
代表者			
工事名			
下請契約の 下請負人	商号・名称 建設業許可番号 大臣・知事 特定・一般 第 号 下請回数 次		
No.	項目	はい	いいえ
	(中略)		
9	取引上の地位を利用して、原価に満たない請負代金額 や著しく短い工期 としていない。		
	(後略)		